

平成23年甲賀広域行政組合議会第1回臨時会 議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第1号	甲賀広域行政組合公告式条例の一部を改正する条例の制定について	H23.1.17	原案可決
議案第2号	甲賀広域行政組合議会の議決すべき事件を定める条例を廃止する条例の制定について	H23.1.17	原案可決
議案第3号	甲賀広域行政組合市税徴収条例の一部を改正する条例の制定について	H23.1.17	原案可決
議案第4号	甲賀広域行政組合負担金分賦割合に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H23.1.17	原案可決
議案第5号	甲賀広域行政組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H23.1.17	原案可決
議案第6号	平成22年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第4号)について	H23.1.17	原案可決

議案第 1 号

甲賀広域行政組合公告式条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合公告式条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成23年 1月17日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋武嗣

平成23年 1月17日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 服部治男

甲賀広域行政組合公告式条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合公告式条例(昭和48年甲賀郡行政事務組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表」を「甲賀広域行政組合」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議案第 2 号

甲賀広域行政組合議会の議決すべき事件を定める条例を廃止する条例
の制定について

甲賀広域行政組合議会の議決すべき事件を定める条例を廃止する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成23年 1月17日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋武嗣

平成23年 1月17日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 服部治男

甲賀広域行政組合議会の議決すべき事件を定める条例を廃止する条例

甲賀広域行政組合議会の議決すべき事件を定める条例(平成2年甲賀郡行政事務組合条例第4号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議案第 3 号

甲賀広域行政組合市税徴収条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合市税徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成23年 1月17日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋武嗣

平成23年 1月17日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 服部治男

甲賀広域行政組合市税徴収条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合市税徴収条例(昭和 48 年甲賀郡行政事務組合条例第 28 号)
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 3 号」を「第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 号

甲賀広域行政組合負担金分賦割合に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

甲賀広域行政組合負担金分賦割合に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成23年 1月17日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋武嗣

平成23年 1月17日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 服部治男

甲賀広域行政組合負担金分賦割合に関する条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合負担金分賦割合に関する条例(平成 16 年甲賀広域行政組合
条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「	総務関係経費		平等割 20 パーセント	」	を
			人口割 80 パーセント		
「	総務関係経費	經常経費	平等割 20 パーセント	」	に
		参与経費	人口割 80 パーセント		
改め、	「	施設整備担当	平等割 100 パーセント	」	を
		参与経費			
削る。					

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

甲賀広域行政組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1
項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成23年 1月17日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋武嗣

平成23年 1月17日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 服部治男

甲賀広域行政組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成15年甲賀郡行政事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。
第2条第7号中「施設整備担当参与」を「参与」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議案第6号

平成22年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第4号）

平成22年度甲賀広域行政組合の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ263,648千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,106,131千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成23年 1月17日 提出
甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成23年 1月17日 原案可決
甲賀広域行政組合議長 服部 治男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		2,519,166 千円	△62,648 千円	2,456,518 千円
	1. 負担金	2,519,166	△62,648	2,456,518
6. 組 合 債		289,500	△201,000	88,500
	1. 組 合 債	289,500	△201,000	88,500
補正されなかつた款に係る額		561,113		561,113
歳 入	合 計	3,369,779	△263,648	3,106,131

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		102,986 千円	1,000 千円	103,986 千円
3. 衛生費	1. 総務管理費	85,437	1,000	86,437
	1. 清掃費	1,413,730	△264,648	1,149,082
補正されなかつた款に係る額		1,413,730	△264,648	1,149,082
歳出合計		1,853,063		1,853,063
歳出合計		3,369,779	△263,648	3,106,131

第 2 表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
井戸改修事業	平成22年度から平成23年度まで	21,700

変更

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
し尿処理施設整備事業	平成22年度から平成24年度まで	1,384,350	平成22年度から平成24年度まで	804,762
		千円		

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
し尿処理施設 整備事業	千円 262,900	普通貸借 又は 証券発行	年 % 4.0%	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定するものによる。 ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	千円 61,900	普通貸借 又は 証券発行	年 % 4.0%	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定するものによる。 ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）